

鳥取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という）第19条の規定に基づき、鳥取市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、生活排水対策を講じる必要がある地域において、合併処理浄化槽を設置しようとする者を財政的に支援することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされるものをいう。
- (3) 合併処理浄化槽 し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有し、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（以下「指針」という。）に適合する浄化槽（5人槽から10人槽までの浄化槽にあつては全国浄化槽推進市町村協議会に登録されているものとする。）をいう。

(補助対象地域)

第4条 本補助金の交付の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、本市の行政区域のうち、公共下水道及び農業集落排水施設等の整備が見込まれない区域並びに整備に相当の期間を要する区域とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付を受けることができる者は、補助対象地域内において住宅、事務所、事業所、その他これらに類する建物（以下「住宅等」という。）に、処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する事業（以下「補助事業」という。）を行う者であつて、かつ、次に掲げる市税等の滞納していない者とする。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育所保育料
- (6) 下水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、本補助金の交付を受けることができない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項の届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する場合
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合
- (3) 販売の目的で、合併処理浄化槽付建物を建築する場合
- (4) 本補助金の交付が決定する前に浄化槽の設置工事に着手した場合
- (5) 合併処理浄化槽の設置替えを行う場合。ただし、火災その他の災害により被害を受けた場合等、相当の理由があると市長が認めたときは除く。
- (6) 本補助金の交付を受けて設置した合併処理浄化槽が公共事業の移転補償の対象となる場合
- (7) 合併処理浄化槽の設置に対し、国、県及び本市の他の補助金の交付の決定を受けた場合
- (8) 合併処理浄化槽が設置された戸建て住宅から転居して家を新築する場合。ただし、他の市町村から転居してきた場合は除く。
- (9) 都市計画法に基づく開発許可を得た民間事業者であって、新たな土地造成に伴い新築家屋に合併処理浄化槽を設置する場合。ただし、災害の復興に伴うものは除く。
- (10) その他市長が不相当と認めた場合
(補助金額)

第6条 本補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用のうち、別表1に掲げる経費に相当する額とする。ただし、別表2に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 指針に適合する浄化槽であることを証する書類の写し
- (3) 浄化槽設置費の見積書の写し
- (4) 浄化槽の設置場所
- (5) 住宅等を借りている者は、貸主の承諾書
- (6) 現在のし尿処理方式を明らかにした書類
- (7) 市税等納付状況確認同意書（様式第1号の2）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して本補助金の交付の可否を決定することとする。

2 規則第7条第3項の通知は、補助金不交付通知書（様式第2号）による。

(補助事業者の責務)

第9条 前条の規定により本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その浄化槽を廃止するまで、浄化槽法第7条、第10条第1項及び第11

条に定めるところにより、浄化槽の保守点検及び清掃をし、並びに指定検査機関の行う水質検査を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、本補助金の交付を受けた年度及びその翌年度から起算して5年度目までの各年度において、保守点検・清掃の記録、水質検査に係る指定検査機関への申込書又は契約書及び検査結果報告書の写しを提出しなければならない。

(承認を要しない変更等)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 補助事業に係る期間の延長

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内(規則第9条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から30日以内)又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに規則第12条の補助事業等実績報告書(規則様式第7号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る領収書若しくはこれに代わる書類又はその写し
- (2) 浄化槽の維持管理を適正に行っていることを証する書面(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (4) 浄化槽工事業者が撮影した工事工程写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定及び交付)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告により本補助金の交付額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知後に補助金交付請求書(規則様式第6号)による補助事業者の請求があったときは、本補助金を交付するものとする。

(現場確認)

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年6月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月15日から施行する。ただし、平成19年度中に限り従前の様式の利用を妨げないものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月28日から施行する。ただし、平成20年度中に限り従前の様式の利用を妨げないものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

別表 1（第 6 条関係）

1. 合併処理浄化槽本体の購入費及び設置工事費（流入、放流に係る管渠^{きよ}及びますに
係る費用を除く。）
2. 合併処理浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費
3. 汲み取り及び単独処理浄化槽からの転換に附帯して行う宅内配管工事費（浄化
槽への流入管（便所、台所、洗面所、浴室等からの排水に限る。）及びますの設
置並びに住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費に限る。）
4. 単独処理浄化槽又は汲み取り槽の撤去に係る工事費

別表 2（第 6 条関係）

人槽区分	限度額（円）				
	別表 1 の 1 及び 2 の工事		別表 1 の 3 の 工事	別表 1 の 4 のう ち単独処理浄化 槽の撤去に係る 工事	別表 1 の 4 の うち汲み取り 槽の撤去に係 る工事
	汲み取り及び単独 処理浄化槽からの 転換	左記以外の設置 （新築等）			
5 人槽	6 1 8 , 0 0 0	3 9 0 , 0 0 0	3 0 0 , 0 0 0	1 2 0 , 0 0 0	9 0 , 0 0 0
6 ～ 7 人槽	7 5 1 , 0 0 0	4 7 4 , 0 0 0			
8 ～ 5 0 人槽	1 , 0 5 0 , 0 0 0	6 6 0 , 0 0 0			

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所
氏名 印

補助金交付申請書

年度において合併処理浄化槽を設置したいので、鳥取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所	鳥取市		
2 浄化槽の型式	名称	認定番号	
3 浄化槽の人槽	人槽		
4 交付申請額	円		
5 住宅の所有者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 共有（ 人） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
6 着工予定年月日	年 月 日		
7 工事完了予定年月日	年 月 日		
<p>[添付書類]</p> <p>(1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し</p> <p>(2) 指針に適合する浄化槽であることを証する書類の写し</p> <p>(3) 浄化槽設置費の見積書の写し</p> <p>(4) 設置場所の位置図</p> <p>(5) 住宅等を借りている者は、当該住宅等に合併処理浄化槽を設置することについての貸主の承諾書</p> <p>(6) 現在のし尿処理方式を明らかにした書類</p> <p>(7) 市税等納付状況確認同意書（様式第1号の2）</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p>			

備考 申請者が氏名を自署する場合には押印を省略することができます。

様式1号の2（第7条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

備考 申請者が氏名を自署する場合には押印を省略することができます。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

申請者 住所
氏名 様

鳥取市長

補助金の不交付決定について（通知）

年 月 日付で申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金
については、下記の理由により不交付とします。

記

（理由）